



# 豊後高田市不妊治療費の助成について



豊後高田市では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを生またい方が生めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費の一部を助成しています。保険適用治療の自己負担分も助成の対象となります。

## ■ 助成対象者

次の4つをすべて満たす方が対象です。

- ① 婚姻をしている夫婦（届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）
  - ② 夫婦どちらかが市内に住所を有して1年以上経過している
  - ③ 市税の滞納がない
  - ④ 医療機関により不妊症と診断され、その治療を受けた
- ※所得制限、年齢制限、回数制限はありません。

## ■ 助成対象治療

- 保険適用の不妊治療の自己負担額（高額療養費や付加給付等を除く）
  - \* 付加給付等、健康保険によっては独自で助成をしている場合があります。ご自身が加入している健康保険組合等に確認され、助成がある場合は、まずは付加給付等の助成を受けてください。
- 保険適用外の不妊治療費
  - \* 大分県不妊治療費助成制度を優先的に活用し、助成を受けた場合、その額を差し引いた額が助成対象となります。


### 《注意事項》

- ※配偶者間（事実婚含む）の治療に限ります
- ※入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は含みません。

## ■ 助成金額

1年度につき20万円が限度額となります。

## ■ 申請期間

- ◎ 不妊治療を終了した日の属する月の翌月から起算して1年以内  
（例えば、令和7年9月に治療終了した場合、令和8年9月末まで）
  - ※助成年度は、申請を行う日の属する年度となります  
（例えば、令和9年3月までに治療が終了した分であっても、令和9年4月以降に申請すると令和9年度の助成対象となります。）
- 

## ■ 申請に必要な書類



- ①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書★
- ②医療実施証明書★
- ③薬剤内訳証明書★（院外処方を受けた場合）  
※調剤薬局の領収書・明細書で薬剤の内訳が確認できる場合は不要です。
- ④不妊治療費助成金交付に係る同意書★
- ⑤不妊治療を行った医療機関等発行の領収書（原本）と診療明細書（原本）
- ⑥大分県不妊治療費等助成金給付決定通知書の写し（県の助成を受けた場合）
- ⑦事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合）★
- ⑧（高額療養費又は付加給付等があった場合）支給決定通知書の写し。  
※高額療養費又は付加給付の決定には3か月ほどかかるので、申請はその後をお願いします。持っている方は限度額適用認定証。  
※マイナ保険証に変更されている場合は、マイナポータルで健康保険証の画面を提示できるようご準備ください。
- ⑨夫婦の保険情報（医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者であることが分かるもの）
- ⑩申請者名義の通帳
- ⑪の他市長が必要と認める書類  
★のついた書類は豊後高田市のホームページからダウンロードできます。

## ■ 申請方法



必要書類をそろえて子育て支援課へ提出してください。  
提出後、書類に不備があった場合はご連絡します。その際、改めて申請書を提出していただくこともありますのでご了承ください。

## ■ 支給までの流れ



- ①申請書類を提出
- ②審査の結果、不妊治療費助成金交付（不交付）決定通知書を交付
- ③後日、指定された口座へ振込

※医療費助成を受けた場合は、確定申告の医療費控除の対象外となりますので、ご注意ください。

【申請窓口・お問い合わせ】

豊後高田市 子育て支援課 母子保健係

〒879-0604 豊後高田市美和 1335 番地の1 健康交流センター花いろ内

Tel 0978-23-1840（直通）